

退職する方の貸付償還について(共済組合)

共済組合で、貸付金を借り受けている方が退職する場合の取扱いについては次のとおりです。

◆平成 30 年 3 月 31 日付けで退職する方

未償還元利金を退職手当から全額控除しますので、手続きは必要ありません。

なお、退職手当から控除しきれない場合は、4月上旬に不足分の振込用紙を送付しますので、期日までに振り込んでください。

また、4月に退職手当から控除する際は、経過利息が生じます。毎月償還分については、4月に係る1か月分の経過利息が、ボーナス償還分については、1月から4月までの4か月分の経過利息が生じ、それらを加えた金額となりますので、あらかじめご了承ください。

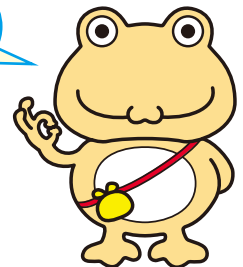
なお、退職手当から控除する旨の通知については、4月中旬頃に送付します。

〈経過利息の計算〉

毎月償還分：3月末の未償還元金 × 月利

ボーナス償還分：3月末の未償還元金 × 月利 × 4(月分)

※月利については、
ご自分の償還表を
参考にしてください。



退職する方の貸付償還について(互助会)

互助会から生活資金貸付を借り受けている方が退職する場合、未償還金は即時償還となります。

その場合、**退職手当から控除しますので、手続きは必要ありません。**

なお、退職手当から控除する旨の通知については、4月中旬頃に送付します。